事例３）共同利用を行う事業者について事業の承継（※４）が行われた場合（共同利用する個人データの項目等の変更がないことが前提）

（※１）「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」については、３－１－２（利用目的の変更）を参照のこと。

（※２）「本人に通知」については、２－10（本人に通知）を参照のこと。

（※３）「本人が容易に知り得る状態」については、３－４－２（オプトアウトによる第三者提供）を参照のこと。

（※４）「事業の承継」については、３－１－４（事業の承継）を参照のこと。

３－４－４　外国にある第三者への提供の制限（法第24条関係）

外国にある第三者への提供の制限については、別途定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」を参照のこと。

（参考）

法第24条

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第１項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

規則第11条

法第24条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

⑴　個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

⑵　個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

３－４－５　第三者提供に係る記録の作成等（法第25条関係）

第三者提供に係る記録の作成等については、別途定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」を参照のこと。

（参考）

法第25条

１　個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第２条第５項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第１項各号又は第５項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあっては、第23条第１項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

２　個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

規則第12条

１　法第25条第１項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

２　法第25条第１項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条及び第15条から第17条までにおいて同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（法第23条第２項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

３　前項の規定にかかわらず、法第23条第１項又は法第24条の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第１項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第25条第１項の当該事項に関する記録に代えることができる。

規則第13条

１　法第25条第１項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

⑴　法第23条第２項の規定により個人データを第三者に提供した場合　次のイからニまでに掲げる事項

イ　当該個人データを提供した年月日

ロ　当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ　当該個人データの項目

⑵　法第23条第１項又は法第24条の規定により個人データを第三者に提供した場合　次のイ及びロに掲げる事項

イ　法第23条第１項又は法第24条の本人の同意を得ている旨

ロ　前号ロからニまでに掲げる事項

２　前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第25条第１項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、法第25条第１項の当該事項の記録を省略することができる。

規則第14条

法第25条第２項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

⑴　第12条第３項に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して１年を経過する日までの間

⑵　第12条第２項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して３年を経過する日までの間

⑶　前二号以外の場合　３年

３－４－６　第三者提供を受ける際の確認等（法第26条関係）

第三者提供を受ける際の確認等については、別途定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」を参照のこと。

（参考）

【第三者提供を受ける際の確認（法第26条第１項・第２項関係）】

法第26条（第１項・第２項）

１　個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第１項各号又は第５項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑴　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

⑵　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

２　前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。